

(2020年1月4日より適用)

会議室等利用料金表

●会議室の利用料金(一般)

(単位:円)

階	室名	定員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	冷暖房料 (1時間)
			9~12時	13~17時	17~21時	9~17時	13~21時	9~21時	
1階	多目的室	30席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
	小会議室D	33席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
2階	講堂 (イス席のみ)	252席 (400席)	8,000	11,370	14,230	17,120	22,730	28,500	1,180
	小会議室A	24席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
	小会議室B	24席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
3階	大会議室	72席	3,020	4,470	5,270	6,400	8,640	11,040	400
	小会議室C	36席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
4階	第2中会議室 ※令和5年4月より廃止	69席	2,230	3,020	4,000	4,620	6,230	7,660	270
	第3中会議室 ※令和5年4月より廃止	63席	2,230	3,020	4,000	4,620	6,230	7,660	270
	第2・第3中会議室連結	132席	4,460	6,040	8,000	9,240	12,460	15,320	540

●会議室の利用料金(国、県、市町村、労働関係団体等)

(単位:円)

階	室名	定員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	冷暖房料 (1時間)
			9~12時	13~17時	17~21時	9~17時	13~21時	9~21時	
1階	多目的室	30席	1,170	1,480	1,910	2,130	2,870	3,620	160
	小会議室D	33席	1,170	1,480	1,910	2,130	2,870	3,620	160
2階	講堂 (イス席のみ)	252席 (400席)	5,330	7,580	9,490	11,410	15,150	19,000	1,180
	小会議室A	24席	1,170	1,480	1,910	2,130	2,870	3,620	160
	小会議室B	24席	1,170	1,480	1,910	2,130	2,870	3,620	160
3階	大会議室	72席	2,010	2,980	3,520	4,270	5,760	7,360	400
	小会議室C	36席	1,170	1,480	1,910	2,130	2,870	3,620	160
4階	第2中会議室 ※令和5年4月より廃止	69席	1,480	2,010	2,660	3,080	4,150	5,110	270
	第3中会議室 ※令和5年4月より廃止	63席	1,480	2,010	2,660	3,080	4,150	5,110	270
	第2・第3中会議室連結	132席	2,960	4,020	5,320	6,160	8,300	10,220	540

●付帯設備の利用料金

(単位:円)

●会議室の利用料金の減免

(単位:円)

種類	単位	金額	種類	減免
マイクロフォン(有線)	1本	700	参加者の半数以上が障害者である場合	半額
ワイヤレスマイク・ピンマイク	1本	1,120	参加者の半数以上が65歳以上である場合	半額
カセットデッキ・MDデッキ	1台	1,040	参加者の半数以上が中学生以下である場合	半額
テレビ・ビデオセット	1台	3,190	民間が主催する夜間のカルチャースクール等年間契約する場合	1,000
O.H.P	1台	1,980	長崎県知事が災害その他の緊急事態のために特に必要があると認めた場合	全額
電動スクリーン(講堂のみ)	1台	1,030	●その他の利用料金 (単位:円)	
マルチメディアプロジェクター	1台	1,030		
ビデオ・DVDデッキ	1台	510		
持込電気製品の電気使用料	1台/1時間	160		
スクリーン(移動式)		無料		
			ファックス (国内)	
			送信(1枚当たり)	
			市内	10
			県内	60
			県外	240
			受信(1枚当たり)	
			全国	10
			コピー	
			片面1枚(大きさに関係なく)	10
			両面1枚(大きさに関係なく)	20

【備考】

- 料金には、全て消費税及び地方税が含まれています。
- 会費、入場料を徴収する催し物(映画入場料などの営利目的等)については、会議室利用料が50%増しとなります。
- 冷房期間(5月20日~10月10日)・暖房期間(11月20日~3月31日)は冷暖房を使う使わないに関わらず、会議室利用時間に対して料金が加算されます。
- 利用時間には準備・後片付けの時間が含まれます。
- キャンセルについては、講堂、大会議室、中会議室合併は利用日の1ヶ月前までは利用料の100%、3ヶ月前までは50%、小・中会議室、多目的室は利用日の2週間前までは利用料の100%、1ヶ月前までは50%を徴収します。
- 付帯設備の当日キャンセルは利用料の100%を徴収します。